

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 August 2024

「規制強化期におけるM&A成功法 (英語)」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、パイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジツトセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 97

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 97 となる本号では、日本企業価値担保制度の創設、英国労働党政権が税制改正についてのコメントを発表等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：企業価値担保制度の創設

2. アジア

台湾：オフショア信託の受託者に影響を与える CFC 税制に関する新規則 - CRS の裏口

ベトナム：ベトナム国家銀行、オフショア株式報酬制度に関する新規制を採択

3. 豪州

オーストラリア：ペプシコ控訴審判決：埋込みロイヤルティと迂回利益税 (DPT) に関する初の裁判で納税者を支持する判決を下す

4. 米州

米国：CFIUS、米国不動産に関する取引の審査権限を拡大する規則案を発表

5. 欧州

英国：労働党政権が税制改正についてのコメントを発表

ポーランド：公益通報者制度

6. ESG / Sustainability

米国：グリーンウォッシュ訴訟の新たな台頭への対応

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法およびその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



1. 日本

日本

企業価値担保制度の創設

2024年6月7日、事業性融資の推進等に関する法律（以下「**本法**」又は「**法**」）が成立した。本法は、公布日から起算して2年6か月を超えない範囲において政令で定める日から施行される（法附則1条）。

本法により、将来の財産を含む会社の総財産を一体として目的とすることができる**企業価値担保権**（法7条1項）の制度が創設された。この新制度は、個別資産の価値に還元されない（ノウハウ、顧客基盤等の無形資産や将来キャッシュフローを含む）事業の価値の把握を可能にした点で、既存の担保制度¹とは一線を画する。その目的は、不動産担保・経営者保証に過度に依存した伝統的融資慣行から脱却することにより、有形資産に乏しいスタートアップや、大胆な事業展開を希求する事業者等による資金調達を円滑化し、かつ、金融機関による債務者の事業実態・将来性の適時・的確なモニタリング・経営支援を促進することにある。本法は従来の融資実務・事業再生実務等に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、以下ではその概要を解説する。

設定

1. セキュリティ・トラストの利用強制、設定者（委託者）

企業価値担保権は、担保権設定者となる債務者（会社法上の「会社」、すなわち、株式会社及び持分会社に限定される。法2条2項、6条1項）を委託者とし、法32条の内閣総理大臣の免許（後述のみなし免許を含む）を受けた「**企業価値担保権信託会社**」（法6条2項）を受託者とする「**企業価値担保権信託契約**」（同条3項）に基づいて設定される物権とされている（法8条1項・4項）。

2. 被担保債権、被担保債権者（受益者）

被担保債権は、①「**対象債権**」（信託契約所定の特定債権又は一定の範囲に属する不特定債権）等からなる「**特定被担保債権**」（法6条4項）及び②仮に債務者について清算手続・破産手続が開始した場合に清算会社財産・破産財団から弁済・配当を受けられる財産上の請求権を意味する「**不特定被担保債権**」（法6条5項）の2種類であり、信託の受益者もこれに応じて特定被担保債権者及び不特定被担保債権者に区分される（法6条6項・7項、8条2項4号・5号）。被担保債権者の属性に制限は課されていない（金融機関でもファンド等のノンバンクでも良い）。

3. 担保権者（受託者）

他方、担保権者は、受託者である企業価値担保権信託会社に限定されており（法8条2項2号）、一定の行為規制等の業規制（法第3節）に服するほか、企業価値担保権の管理及び処分（法8条2項1号イ）、特定被担保債権者・不特定被担保債権者に対する配当金の受領・管理処分（同号ロ・ハ）、担保権の実行（法61条、83条1項）等の業務を担う。セキュリティ・トラストの利用強制によるコスト増や受託者の資格要件が新制度の普及の妨げと

¹ 企業の一体性に配慮した特別法上の担保権として、工場財団抵当権（工場抵当法）をはじめとする各種財団抵当権の制度や、企業担保権（企業抵当法）の制度が存在するが、前者では利用し得る企業の種類や財団組成物件に限定があり、後者では被担保債権が株式会社の発行する社債のみに限定され、かつ、債務者企業の個々の財産に対する優先弁済権を有しない（したがって債務者が自由に資産を処分できる）等の制約があり、いずれも利用場面が限られていた。

「2024年国際紛争展望（英語）」 レポート発行のお知らせ

経済停滞と地政学的リスクを背景に、企業は様々な課題に向けて準備を進めています。第7版となる本年次報告書では、紛争傾向の詳細な分析に加え、セクター・地域別の動向を分析します。大企業600社以上の社内弁護士によると、ESGや雇用リスクが最大の懸念事項として挙げられ、世界的な紛争は今後も増加傾向であるとの見方が示されています。今年一年の備えとなれば幸いです。

画像をクリックしてご覧ください。



ならぬよう、受託者の業務内容は一般的な信託業務に比して定型化・簡素化されているほか、担保付社債信託法上の免許を受けた者や信託兼営金融機関、信託法上の信託会社、届出を行った銀行等にはみなし免許の制度が定められた（法33条1項・2項）。

4. 根担保、極度額

企業価値担保権は、根担保として設定することもできるが、極度額の設定は任意であり（法9条1項）、根抵当権や不動産根質権（民法398条の3第1項、361条）とは異なる。もっとも、債務者は、随時、企業価値担保権者に対して請求すれば、所定の下限額を下回らない範囲で極度額を指定できる（同条2項・5項）。

効力

1. 効力要件・対抗要件、競合する担保権との優劣関係

効力要件及び対抗要件は、商業登記簿への登記である（法15条）。登記手続等については、不動産登記法の規定の多くが準用されている（法223条）。数個の企業価値担保権を重複して設定することも可能であり、企業価値担保権相互間の優先順位は登記の前後による（法16条）。他の担保権と競合した場合、その優先順位も基本的に対抗要件具備の先後による（法18条1項）が、企業価値担保権は、債務者が他の担保権の目的財産を取得した場合における当該他の担保権には劣後し（同条5項）、一般の先取特権又は企業担保権よりも優先し（同条2項）、不動産先取特権を除く特別の先取特権との関係では民法330条1項に定める第1順位の先取特権と同等となり（同条3項）、登記済みの不動産保存・工事の先取特権には劣後する（同条4項）。

2. 優先弁済的効力

企業価値担保権者は、実行手続において他の債権者に優先して配当を受けられる（法7条2項）が、担保目的財産に対する強制執行、担保権の実行、競売、企業担保権の実行、国税滞納処分等の手続においては配当・弁済金の交付を受けられない（同条3項）。もっとも、担保目的財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行等が、債務者の事業継続に支障をきたす場合には、企業価値担保権者は異議を主張できる（法19条1項）。

3. 設定に伴う各種の制約

特定被担保債権者は、自己が特定被担保債権を担保するために設定を受けた債務者の個別財産を目的とする質権、抵当権等の担保権（「**重複担保権**」）を実行することができない（法11条）。特定被担保債権に係る債務について、経営者等の個人保証や個人財産に対する担保権の設定等に係る一定の契約がある場合、当該契約に係る権利行使は、新制度の趣旨と相容れないことから、原則として禁止されている（法12条）。他人の債務を担保するための企業価値担保権の設定（物上保証）は認められない（法13条1項）。²

4. 債務者の処分権限

債務者は、企業価値担保権の設定後も、担保目的財産に係る使用、収益及び処分の権限を有する（法20条1項）。但し、定款所定の目的及び取引上の社会通念に照らして通常の事業活動の範囲を超える行為は、当該行為の対象となる財産について全企業価値担保権者の同意を得なければ無効であるが（同

² 例えば、買収ビークル（SPC）が対象会社株式の取得資金を買収ファイナンスにより借り入れた場合、レンダーのSPCに対する貸付債権等を特定被担保債権として対象会社の総財産を目的とする企業価値担保権を設定することはできない（但し、対象会社が借入人の債務を保証する場合に、レンダーの対象会社に対する保証債務履行請求権を特定被担保債権とする企業価値担保権の設定は可能）。

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



条2項・3項本文）、善意・無重過失の第三者には対抗できない（同条3項但書）。

実行

1. 申立て、開始決定、同時処分

実行手続は、企業価値担保権者が管轄裁判所に対して実行手続開始の申立て（法83条1項）をし、「申立債権」³及び企業価値担保権の存在、並びに申立債権の弁済期の到来が証明され（法84条2項）、かつ、手続費用が予納された場合、裁判所の開始決定により開始する（法87条）。裁判所は、開始決定と同時に、「管財人」を選任するとともに、「劣後債権」⁴の届出期間（「債権届出期間」）及び「配当債権」⁵の調査期間（「一般調査期間」）を定める（法88条1項）。これらの情報は、開始決定後直ちに公告され、利害関係人に個別に通知される（法89条）。

2. 開始決定の効果

開始決定があった場合、債務者の事業の経営権及び担保目的財産の管理処分権は管財人に専属し（法113条1項）、債務者の財産関係訴訟の当事者資格も管財人に認められる（法115条）。裁判所は、必要と認めた場合、要許可行為を定めることができ（同条2項）、無許可で行われた管財人の行為は無効となる（但し、善意の第三者には対抗できない。同条3項）。管財人は、企業価値担保権者のみならず、利害関係人に対して善管注意義務を負う（法121条1項・2項）。

配当債権及び「配当外債権」⁶については、原則として実行手続外での弁済等の債務消滅行為が禁止されるが（法93条1項）、「債務者の事業の継続、債務者の取引先の保護その他の実行手続の公正な実施に必要がある」と認められる債権⁷については、管財人が裁判所の許可を得て弁済できる（同条2項）。

手続開始時に債務者に対して債務を有していた配当債権者及び配当外債権者は、（配当債権者は、債権届出期間までに相殺適状にあれば、当該期間内に限り）原則として実行手続によらず相殺が可能である（法94条1項・2項）。他方、実行手続開始後に債務を負担した場合、相殺が禁止される（法95条1項）。

実行手続の円滑な進行に必要な費用等は「共益債権」となり、実行手続によらず、配当債権に優先して随時弁済される（法70条6項、130条）。共益債権の例として、実行手続に必要な費用、管財人の行為により生じた相手方の請求権等（法127条）、手続開始前の原因により生じた源泉徴収所得税等（法128条）、一定の範囲の給与債権等（法129条）が挙げられる。

担保目的財産に対する強制執行、国税滞納処分又は担保権の実行等を新たに申し立てることはできず、開始決定時に既にされていた手続は失効する（法

³ 申立人の企業価値担保権の特定被担保債権であって共益債権に該当しないものをいう（法70条5項）。

⁴ 「劣後担保権」（手続開始当時、債務者の財産につき存する担保権（一般先取特権、企業担保権及び留置権を除く）のうち、申立人の企業価値担保権に劣後するもの又は当該企業価値担保権と同順位のものであって重複担保権に該当しないものをいう。法70条10項）の被担保債権（劣後担保権が企業価値担保権である場合にはその特定被担保債権）であって共益債権に該当しないものをいう（法70条11項）。

⁵ 申立債権、劣後債権又は租税等の請求権をいう（法70条13項）。

⁶ 債務者に対する財産上の請求権であって、配当債権及び共益債権に該当しないものをいう（法70条16項）。

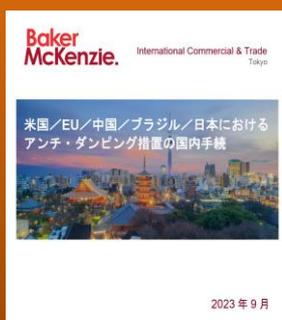
⁷ 事業継続のために関係を維持する必要がある取引先の商取引債権、共益債権に該当しない労働債権等が考えられる。

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



96条1項・2項）。他方、「優先担保権」⁸については実行手続によらず行使できる（法96条9項、108条）。係属中の債務者の財産関係の訴訟手続は中断し、配当債権に関しないものは管財人が受継する（法98条1項、2項）。

実行手続との関係では、担保目的財産に関して債務者がした法律行為は無効となり（法101条）、管財人又は債務者の法律行為によらずにした権利取得も無効となる（法102条1項）。

実行手続の開始は、債務者に属しない財産を債務者から取り戻す権利（「取戻権」）には影響せず、実行手続外で引き続き行使できる（法107条）。

3. 債権届出、調査及び確定

配当債権のうち、申立債権については、申立時に申立人により明らかにされるため（法84条）届出は不要だが、その他の配当債権については、実行手続に参加し、手続内で配当を受けるため、（劣後債権者は債権届出期間内に、租税等の請求権を有する者は、遅滞なく）裁判所に対して必要事項を届け出る必要がある（法132条、136条1項）。管財人は、申立債権及び届出のあった配当債権について、配当債権の内容及び劣後担保権の目的財産の価額についての認否書を作成し、一般調査期間前の裁判所が定める期限までに提出する（法139条）。申立人及び届出をした配当債権者（「申立債権者等」）は、一般調査期間内に、書面で異議を述べられる（法140条1項）。

管財人が認め、かつ、申立債権者等からの異議がなかった配当債権は届出価額で確定する（法143条1項）。配当債権の内容及び劣後担保権の目的財産の価額について管財人が認めず、又は申立債権者等が異議を述べた場合、債務名義の有無、手続開始当時の訴訟係属の有無により確定方法が異なる。例えば、手続開始時に係属中の訴訟のない無名義債権については、配当債権者による配当債権査定申立て（法144条1項、2項）を経て、査定決定又は同決定に対する異議の訴えにより確定される（法145条1項、2項）。

管財人が認め、かつ、申立債権者等からの異議がなかった劣後担保権の目的財産の価額は届出価額で確定する（法143条1項）。届出価額について、劣後担保権の目的財産の価額について管財人が認めず、又は申立債権者等が異議を述べた場合、争われた劣後債権者が価額決定の申立てを行い（法146条1項）、裁判所の価額決定に従って当該目的財産の価額が確定する（法147条2項・3項）。

4. 換価

担保目的財産の換価は、事業の一体的な価値を損なわないよう、原則として管財人が裁判所の許可を得て事業譲渡により行う（法157条1項）。裁判所の許可に際しては、知っている配当債権者及び労働組合等の意見聴取が必要である（法157条4項）。債務者が株式会社の場合、かかる事業譲渡については、株主総会決議による承認（会社法467条）や反対株主の株式買取請求（同法469条）等の会社法所定の手続を要しない（法157条6項）。上記の例外として、裁判所による許可を得た上で個別財産を換価することもできる（法157条2項）。事業譲渡の対象事業に係る行政庁の許認可等については、法令で禁止されていない限り、裁判所の許可により、事業譲渡の譲受人に承継できる（法159条）。

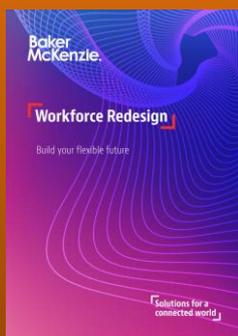
換価に伴い、担保目的財産に属する個別財産に設定された劣後担保権及び重複担保権は消除される（法160条1項）。実行手続における配当の対象とならない留置権については消除されない（同条2項）。優先担保権や用益物権、対抗力ある賃借権についても譲受人の引受の対象となる。

⁸ 手続開始当時、債務者の財産につき存する担保権のうち、申立人の企業価値担保権に優先するものであって、重複担保権に該当しないものをいう（法70条8項）。

「Workforce Redesign」ガイド のお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ベーカー・マッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、メールにてご連絡ください。



5. 配当

管財人は、一般調査期間が経過し、かつ担保目的財産の換価が終了した後、裁判所の許可を得て、配当表に従って最終配当を行う（法 169 条 1 項、170 条）。配当の対象となるのは、配当債権及び不特定被担保債権であり（法 164 条 1 項）、配当の順位は、本法及び民法、商法その他の法律の定める優先順位に従うものとされ、同一順位の配当債権には債権額に応じて按分で配当がなされる（法 165 条）。

まず、①特定被担保債権に対しては、「**配当可能額**」（企業価値担保権者に配当できる合計金額）から、「**不特定被担保債権留保額**」⁹を控除した金額を上限として、配当を行う（法 166 条 1 項・2 項）。②不特定被担保債権留保額は、不特定被担保債権に対して、配当される（同条 3 項）。上記①②いずれの配当額も、企業価値担保権者に対して交付され（同条 1 項・3 項）、企業価値担保権者は、受領した金銭を、上記①は遅滞なく特定被担保債権者に給付し（法 62 条 1 項 1 号）、上記②は債務者の清算手続又は破産手続が開始した場合に、遅滞なく、清算人又は破産管財人に給付する（同項 4 号）。

劣後債権に対しては、劣後担保権の目的財産の価額が手続開始時における処分価格であるとした場合に担保される範囲の額を上限として、配当を行う（法 167 条）。

配当を終了した後に残余がある場合、管財人は、債務者に交付する（法 164 条 4 項）。

6. 実行手続の終了

実行手続は、裁判所が決定する終結又は廃止により終了する。

最終配当又はこれに代わる簡易配当若しくは同意配当が終了した場合には、裁判所は、追加配当の見込みがない限り、実行手続終結決定を行う（法 191 条 1 項）。

他方、①担保目的財産をもって手続費用を支弁するのに不足する場合（法 189 条）又は②換価終了前に、担保目的財産により申立債権を全額弁済でき、かつ、利害関係人に不利益を及ぼすおそれがない場合（法 190 条）、実行手続は廃止される。上記②の場合、管財人は特定被担保債権者に申立債権の全額を弁済する（同条 5 項）。

企業価値担保権は、終結決定があったとき、又は廃止決定が確定したときに消滅する（法 191 条 3 項、189 条 7 項、190 条 9 項）。

倒産手続との関係

企業価値担保権は、倒産手続において抵当権とみなされ（法 227 条乃至 231 条）、破産手続及び再生手続では別除権として、更生手続では特定被担保債権が更生担保権として、それぞれ取り扱われる。実行手続と倒産手続が競合した場合の取扱いは、倒産手続ごとに異なる。

まず、実行手続の終了後は、清算手続・破産手続により債務者を清算することが予定されていることとの関係で、破産手続との併存は許容されている。さらに、不特定被担保債権留保額の破産手続における処理をより確実にするため、実行手続の管財人には、破産手続開始申立権を認め（法 196 条 1 項）、債務者が債務超過であることが判明した場合、破産手続開始を申し立てることが義務づけられている（同条 2 項）。破産手続との関係では、基本的に実行手続が優先されており、例えば、実行手続の管財人の管理処分権

⁹ 一般債権者保護の観点から、不特定被担保債権者のために留保される金額であり、配当可能額に応じて算定されるが、具体的な基準は将来制定される政令に委任されている（法 8 条 2 項 1 号ハ）。

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



は、破産管財人の管理処分権に優先し（法 202 条）、破産管財人による双方未履行双務契約の解除権等や否認権の行使については、実行手続の管財人の同意を要するとされている（法 200 条 1 項、204 条 1 項）。また、実行手続が終了するまでの間、破産法に基づく保全管理人による管理等、破産債権の調査・確定、破産者の財産状況の調査、破産手続における配当、破産手続の終了に関する破産法の諸規定は適用除外となり（法 207 条）、実行手続の優先が認められている。

これに対し、再建型かつ DIP 型の再生手続は、実行手続と相容れない性質のものであるため、実行手続の開始後は原則として中止して、手続の進行を止めつつ、一定の手続（例えば、担保権実行中止命令、企業価値担保権の設定に対する否認権行使、担保権消滅許可等）については例外的に行えることとされた（法 212 条）。

また、更生手続においては、企業価値担保権の特定被担保債権は更生担保権として更生手続に服することになるため、①更生手続開始申立てがあった場合、裁判所は実行手続の中止を命じることができ（会社更生法 24 条 1 項 2 号）、②更生手続開始決定があった場合、既に進行中の実行手続は中止される（会社更生法 50 条 1 項）。さらに、実行手続の管財人の管理処分権は、更生手続における管財人の管理処分権に劣後することとされた（法 215 条）。

おわりに

本法は、企業の持つ資金調達オプションを拡充するばかりでなく、従来型の金融機関の融資実務・慣行にも変革を促すものであり、今後の金融取引実務に相応の影響を及ぼすことが予想される。特に、①スタートアップ等、有形資産に乏しい成長企業への融資、②「全資産担保」を前提とする LBO ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等において、企業価値担保権の活用事例が蓄積されることが想定・期待されているようである。なお、2024 年 7 月 19 日、金融庁は、総合政策局に「事業性融資推進プロジェクトチーム」を設置したことを公表しており¹⁰、政省令の整備に加えて、融資実務・倒産実務上の課題等についての検討や、新制度の周知・普及に向けた動きが活発化する可能性があると思われる。本法をめぐる今後の議論状況について、引き続き注視していきたい。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

台湾

オフショア信託の受託者に影響を与える CFC 税制に関する新規規則 – CRS の裏口

概要

2024 年 7 月 10 日、台湾財政部（Taiwan's Ministry of Finance、以下、「MOF」）は、台湾の税務上の居住者である委託者が、台湾以外の低税率国又は地域に所在する外国関係会社（Controlled Foreign Corporation、以下、「CFC」）の株式又は持分をオフショア信託に対して譲渡する場合、その受託者は台湾の課税当局に対して登録をしなければならないとする、前例のない規則を発表した。MOF は、この新規規則は、CFC が関わるオフショア信託の委託者又は受益者に最低税負担（Alternative Minimum Tax、以下、「AMT」）を課す、2024 年 1 月 4 日付規則を補完するものであるとしている。

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240719/20240719.html>

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本レポート（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



新規則は、この規則の対象となるオフショア信託の受託者は、台湾所得税法（Taiwan's Income Tax Act、以下、「ITA」）に従い、信託が保有する全ての信託財産（CFCに関連する資産か否かを問わない）について、帳簿、詳細な損益計算書、分配金計算書等を作成しなければならないと定めている。台湾に拠点を持たないオフショア信託の受託者は、登録手続のための台湾の代理人を雇い、納税者番号を取得し、全ての関連する報告及び源泉徴収手続を行う必要がある。

新規則は、2024年1月1日から遡及的に適用されることから、たとえオフショア信託の受託者が現在の台湾の居住者である委託者との取引を直ちに終了させたとしても、新規則の違反となる可能性がある。

これまで、台湾租税法は、MOFが管轄権を持たないオフショア信託の受託者については適用されないと一般的に解されていた。CFC税制の導入以降、MOFは、CFC課税に関連する資産を保有している可能性があるオフショア信託の情報を取得することに、非常に積極的である。台湾はCRS（共通報告基準、Common Reporting Standard）ネットワークの正式メンバーではないため、二国間の交渉を通じてでしか情報交換を実現できず、その進展は遅々としている（これまでのところ、日本、英国及びオーストラリアに関してのみ実現している）。オフショア信託の受託者に台湾での登録を強制するという前例のない試みが成功すれば、オフショア資産に対する台湾政府の可視性は大幅に向上し、いわば「CRSの裏口」ができることになる。

この新規則は、オフショア信託の受託者に多くの困難をもたらす。オフショア信託の受託者が、この規則の適用範囲、適用可能性、適法性及び違反に対する罰則について検討すべきことは明らかである。しかし、さらに重要なのは、特に、信託の設定について法令を遵守していない台湾の税務上の居住者が関わっていることをオフショア信託の受託者が知っている（又は知っているべき理由がある）場合、オフショア信託の受託者は、より大きなマネーロンダリング関連の問題にも対応しなければならないということである。

採るべきアクション

この新規則は従前に例を見ないものであり、今後MOFからさらに詳しい通達が公表されることが予想される。現時点では、以下の通り早急に対応を検討すべきである。

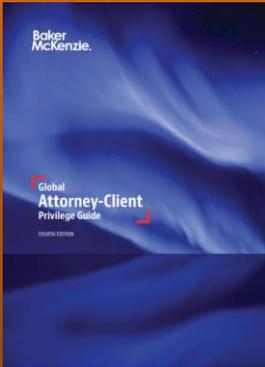
- **オフショア信託の受託者**：直ちに、台湾クライアントのオフショア信託のストラクチャーを見直し、CFC課税のリスクを評価すべきである。コンプライアンス・チームは、新規則に違反するリスク及び今後の新規則への対応について検討する必要がある。どのような計画やリスクチャリングをしたとしても完璧なものではないかもしれないが、何もしないのは長期的に見て最悪の選択肢となり得る。
- **プライベート・バンカー**：クライアントと対話をする良い機会である。信託は、なお資産承継のための優れたツールであるが、今後はより高度なストラクチャリングが必要とされるであろう。
- **その他のオフショア・ソリューションのプロバイダー**：受託者とクライアント双方のために、CFC課税リスクを減らすための対応策について検討すべきである。
- **ファミリーオフィス**：資産承継のプランニングを検討する際には、タックスプランニングのみを目的にすべきではない。むしろ、法的に実効性を持たせられるかどうか、承継の目的及びファミリーのミッションやダイナミクスについてより焦点を当てるべきである。新しい法改正があればいつでも顧問弁護士、税理士に相談し、顧問弁護士や

「弁護士・依頼者間の秘匿特権
(英語)」グローバルガイド
第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権
(英語)」グローバルガイド第4版
を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に
関する法令と実務を包括的に網羅して
います。世界情勢から紛争リスクの高
まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿
特権のルールを把握し、現地弁護士と
の秘密保持を徹底する必要がある企業
にとって、貴重なリソースとなります。
是非ご一読の上、さらに詳細をお知
りになりたいときは弊所紛争解決グ
ループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



税理士と協働して長期的かつ、より持続可能な解決策について受託者と
協議すべきである。

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

ベトナム国家銀行、オフショア株式報酬制度に関する新規制を採択

概略

2024年6月28日、ベトナム国家銀行(以下、「SBV」)は、オフショア間
接投資(offshore indirect investment)を規制する2016年6月29日付省令第
10/2016/TT-NHNN号(以下、「省令第10号」)を修正、補足する省令第
23/2024/TT-NHNN号(以下、「省令第23号」)を正式に採択した。省令第
23号は、2024年8月12日に発行される。

省令第23号は、ベトナム国内で現在実施されているベトナム人従業員に対す
るオフショア株式報酬制度(offshore stock award plans)に影響を与える内
容を含んでおり、SBVの既存の要件の大部分を取り入れたものとなっている。

ベトナム国内でベトナム人従業員に対するオフショア株式報酬制度を現在実
施している又は実施を予定している企業は、省令第23号による省令第10号
の変更点を慎重に確認する必要がある。

以下、省令第23号による変更点を検討する。

詳細

1. SBVへの株式報酬制度の登録義務の撤廃

省令第23号で注目すべき変更点は、ベトナム国内でオフショア株式報酬制度
を実施する際のSBVへの登録が不要となったことである。現地企業が同制度
を実施するための口座を開設している商業銀行は、外国為替サービスを行う
前提として、同制度に関する書類を確認し、適用規制に準拠していることを
確認する責任が課される(例えば、現地企業に、同制度実施のための専用銀
行口座を開設させること)。

一般的に、商業銀行に提出される書類とは、外国企業とベトナム国内で同制
度を実施する企業の関係性を示すもの、報酬形態や報酬期間に関して同制度
を説明するもの、同制度の対象となるベトナム国籍の従業員リスト、(存在
する場合又は商業銀行が要求した場合)その他の関連書類をいう。

2. ベトナム国内での株式報酬制度の実施状況に関する月次報告書

ベトナム国内で株式報酬制度を実施している企業は、ベトナム人従業員に対
する同制度の実施状況について、定期報告書を作成し、SBVに提出すること
が義務付けられるが、注目すべきは、従来の四半期ごとの提出ではなく、毎
月の提出が必要となることである。提出期限は、報告対象月の翌月12日まで
となっている。

月次報告書の書式は、省令第23号に定められた新たな書式が使用される。提
出は、同報告書をSBVのメールアドレス(baocaocophieu@sbv.gov.vn)に
送付して行う。また同時に、同報告書を印刷したうえで、SBVに提出しなく
てはならない。

3. オフショア株式報酬を理由としてベトナム国外へ資金を送金しないとい うSBVの規制の踏襲

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



省令第 23 号は、(i) 直接の株式付与、(ii) ベトナム国外への資金流出を生じさせないその他の株式付与の、2 種のオフショア株式報酬を認めている。これは、オフショア株式報酬のためにベトナム国外へ資金を送金しないという、これまで長い間課されてきた SBV の厳格な規制を踏襲したものである。

省令第 23 号発行後 1 年は、優先的な条件で株式を購入する権利が付与される登録済株式報酬制度（registered stock award plans）は、国外への資金流出を生じさせない形態でのみ実施できる。

[最初のページに戻る](#)

3. 豪州

オーストラリア

ペプシコ控訴審判決：埋込みロイヤルティと迂回利益税（DPT）に関する初の裁判で納税者を支持する判決を下す

概要

2024 年 6 月 26 日、オーストラリア連邦裁判所の合議法廷は、ペプシコ v. 国税庁長官事件（PepsiCo, Inc v. Commissioner of Taxation [2024] FCAFC 86）において、納税者を支持する判決を下した。

本件は、ボトラーのオーストラリア企業であるシュウェップス・オーストラリア（SAPL）が米国のブランドオーナー 2 社（ペプシコ/SVC）と独占ボトリング契約（EBA、Exclusive Bottling Agreements）を結び、ペプシコは濃縮物をボトラーに販売する関連会社を指名することとされていた。ペプシコはそのオーストラリア子会社 PepsiCo Beverage Singapore（PBS）を指名した。SAPL は PBS から購入した濃縮物を使用して製品をボトリングし、EBA の条件に従いオーストラリアでペプシ製品を販売した。また、EBA は、ボトラーに対して、ボトルや缶のデザイン等の各飲料に関連する商標その他の知的財産権を使用する権利を付与すると（明示的ないし黙示的に）規定していた。ATO は、SAPL が PBS に支払った金額の一部はロイヤルティであり、源泉税の課税対象となるか、あるいは流用利益税（DPT）の対象になるとして課税された事件である。

本判決は、クロスボーダー支払いや無形資産に対する課税がより一般化するかどうかに関する大きな進展であり、ATO（オーストラリア国税局、Australian Taxation Office）が最近発表した（未施行）、ロイヤルティに関する誤分類を対象とする措置である課税通達草案 2024/D1（以下、「TR2024/D1」）や、ATO が無形資産取引に着目して調査を行っていることに対して潜在的な影響を与える可能性がある。また本判決が、オーストラリアの迂回利益税（以下、「DPT」）に関連した最初の裁判であることから注目されていた。

Moshinsky 判事による一審判決を覆し、合議体の多数意見（Perram 判事及び Jackman 判事。Colvin 判事は反対意見）は、第三者のボトラーである SAPL がペプシコのグループ会社（PBS）から濃縮物を購入する際に支払った代金は、商標その他の知的財産権の使用の対価として支払われたものではないため、（部分的にも全体的にも）ロイヤルティには当たらないと判断した。さらに、裁判所は全員一致で、この支払いはペプシコ社が得た所得ではないため、国内法に定めるロイヤルティ源泉税の対象にはならないとした。

また、多数意見は、立証状況と ATO が提示したスキームの条件によるとスキームに対する合理的な代替案は存在せず、従って税制上のメリットもないため、DPT は適用されないと判断した。

本アラートでは、本判決の概要と、オーストラリア税務の現況における無形資産に関するトピックへの潜在的な影響について解説する。

要点

1. TR2024/D1 への影響（ソフトウェアと知的財産権の再販売）

本判決は、商標を使用する権利の対価として金銭が支払われたか否かに焦点を当てたものであり、（TR2024/D1 が焦点を当てている）ソフトウェアライセンス契約における著作権使用の可能性に関する問題には直接当てはまらない。本判決の重要性は商標の文脈に限定されるものであり、その他の形態の知的財産権の文脈におけるロイヤルティ源泉税に関するより広範な分析には特に影響力を持たないという見方もある。

しかし、判決では、著作権の使用に関しても拡張して適用することができるかもしれないより広範な原則が示されている。

- ボトラーによる商標使用の範囲とこれに付された制約に重点が置かれ、ライセンス権利がボトラーの飲料販売義務と絡み合うものであることから、このライセンス権利についてより広い見方を持つべきであることが認定された。同様に、著作権の「使用」が、最終的な著作権所有者に対する販売店の活動内容を反映した契約条項によって制約されることは、ソフトウェアライセンス契約において一般的なことである。
- また、多数意見は、ボトラーにとっての利益は必ずしも知的財産権を使用することではなく、むしろペプシコの商標に付随する、より広範な「のれんを利用する権利」であると指摘した。このことは、類似の販売店契約におけるのれんの役割に示唆を与えている。すなわち、このような疑問が浮かぶ：金銭を支払うのは知的財産権の使用の対価としてか、それともむしろ「のれんを利用する権利」に対価としてか。
- 多数意見は、Colvin 判事や一審の Moshinsky 判事のアプローチとは対照的に、対価が「何のため」に支払われていたのかを判断する上で、契約条件に大きな比重を置いた。これは主に、判事の判例解釈の相違から生じたものである。

2. 誤分類に対する罰則を課す新法への示唆

政府は、2024-2025 年度連邦予算において、2026 年 7 月 1 日より新たな罰則を導入すると発表した。この罰則は、年間の全世界総売上高が 10 億豪ドルを超える納税者であって、源泉税が通常適用されるロイヤルティの支払いを誤分類したり、過小に算定したりした者に適用される。この罰則はまだ法制化されておらず、この罰則に「故意」の要件が設けられるのか、それとも故意があるか否かに関係なく適用されるのかは不明である。

ペプシコ事件における連邦裁判所の単独判事と連邦裁判所の多数意見との異なるアプローチと結論は、支払いの正しい分類方法について合理的に考え方が異なってしまう可能性があることを浮き彫りにしている。従って、その罰則には、故意的要素を盛り込む方が賢明であろう。

3. DPT

DPT に関して、本判決は、スキームに対する合理的な代替案がないことを証明する責任を負うのは納税者であることを改めて示した。結局のところ、知的財産権使用の「対価」であるか否かを判断する裁判官のアプローチは、合理的な代替案に関する分析に反映され、それに応じて税制上の利益があるか否かが判断された。

また、本判決は、スキーム及び主張される代替案の両方の商業的・経済的実質を裏付ける証拠を提出することの重要性を強調している。多数意見は、国

税庁のスキームケースは濃縮物の価格にロイヤルティ要素が含まれていることを前提としていると判断した。しかし、濃縮物の価格にライセンス利用の価格が含まれていることを示す証拠はなかった。そのような証拠とするには、独占的ボトリング契約（EBA）の経済的側面と濃縮物の価格との関係を詳細に分析する必要があった。

論点 1：ボトラーは源泉税の対象たるロイヤルティを支払ったか否か？

ロイヤルティの支払いであるためには、知的財産権（又はその他の一定のもの）を使用する権利の「対価」として支払われるものでなければならない。多数意見と Colvin 判事はいずれも、EBA は、まさしく、ペプシコの飲料をオーストラリアで販売するための独占的契約として構成されると結論付けた。中心的な合意内容は、ブランド製品をボトリング、販売及び流通する権利であった。しかし、その後、両者の考え方は、印紙税の文脈における（何が取引を「動かす」ものであるかに関する）判例の解釈の違いや、同じくロイヤルティの性格に関する判例である、International Business Machines Corporation v CoT [2011] FCA 335 の解釈の違いにより、大きく分かれた。

- Colvin 判事は、EBA に基づき濃縮物の代金として支払われた金額には、ボトラーがライセンスされた商標使用の対価として支払われる金額が含まれていると結論付けた。
- 一方で、多数意見（Perram 判事及び Jackmann 判事）は、ボトラーによる商標の使用には重大な制約が課されており、ボトラーによる商標の使用はペプシコののれんを維持・強化させるという形でペプシコにも利益をもたらすものであるから、濃縮物の価格に商標を使用する権利の対価としての金銭的価値を内包するものではないと判断した。
- 多数意見は、支払いは濃縮物のみに対する対価であるとした。多数意見は、商標その他の知的財産権の使用に関するボトラーへのライセンスは無対価で付与されたものであるという ATO の主張に賛同しなかった。真の解釈は、商標その他の知的財産権のライセンスの付与は、ボトラーの義務及びボトラーが商標その他の知的財産権の使用権に重大な制約が課されていることと相互に関連しているというものであった。
- ライセンスがボトラーに与える利益に関して、ボトラーはオーストラリアで飲料をボトリング、流通及び販売するために商標を使用する権利を得た。その利益には、ペプシコに帰属する、商標に付随するのれんを利用する権利も含まれる。ライセンスはペプシコからボトラーへののれんの譲渡としては機能するものではなかった。多数意見は、ペプシコはそののれんがボトラーによって維持され、強化されるという利益を得ることができ、ボトラーはペプシコののれんを利用することができるという利益を得ることができたというのが正しい見解であるとした。

しかし、上記の点で意見が分かれたにもかかわらず、裁判官は全員一致で、SAPL の支払いは、米国のブランドオーナーであるペプシコが得た収入ではないとした。濃縮物は EBA に基づきペプシコが指名したその関連企業 PBS から購入されていた。EBA の条項では、ボトラーがペプシコに対して負うべき金銭的債務がなかったため、この支払いは指示による支払いには当たらない。また、支払いはペプシコに帰属しなかった。従って、この支払いはロイヤルティ源泉税の対象とはならなかった。

論点 2：ロイヤルティでない場合、DPT は適用されるか？

- DPT は、（大まかには）税制上の利益を得ることを主要な目的としてスキームを締結又は実行する場合に適用される。税制上の利益が生じるかどうかは、適用されたスキームの場合の税計算の結果と、合理的な代替案の場合の税計算の結果とを比較することによって判断される。代替案は、特に、その代替案の商業的・経済的実質がスキームと合致している

場合に、合理的な代替案となる。結局のところ、知的財産権使用の「対価」であるか否かを判断する裁判官のアプローチは、合理的な代替案の分析に反映され、それに応じて税務上の利益があったか否かが判断された。

- 多数意見は、ATO が主張するスキームケースは濃縮物の価格にロイヤルティが含まれていることを前提としていると判断した。しかし、濃縮物の価格にライセンス利用の価格が含まれていることを示す証拠はなかった。そのような証拠とするには、EBA の経済的側面と濃縮物の価格との関係を詳細に分析する必要があった。一審で得られた専門家の証拠は、濃縮物の価格にロイヤルティが含まれているという仮定に基づいていた。
- 従って、証拠がない限り、濃縮物の価格に知的財産権の使用許諾に対するロイヤルティが含まれていたことがスキームの商業的・経済的実質であったと結論付けることはできなかった。このスキームにおいては、濃縮物の価格は濃縮物の価格であったということである。
- 従って、ATO が主張した代替案は、ポトラーによる支払いが本質的には知的財産権を使用する権利に対するものであることを表すものであり、スキームの本質と一致しないため、合理的な代替案ではなかった。
- しかし、多数意見は、濃縮物の支払いにロイヤルティが含まれていることが商業的・経済的実質の問題であると推論できる要素がスキームに含まれていた場合、スキームがなくともペプシコがそのロイヤルティの価値を回収しようとしたことは明らかであろうと指摘した。そのためには、濃縮物の価格にライセンス料も含まれていると表現されるか（ATO の第一の仮定）、数量化の有無にかかわらず別個のロイヤルティが指定される（ATO の第二の仮定）ことが必要であった。このような結論は、最終的には証拠上採用されなかったが、このような趣旨の多数意見のコメントは、DPT のケースにおけるギャップと、埋込みロイヤルティの問題を検討する際に ATO と納税者が同様に考慮すべき重要な問題を浮き彫りにしている。
- 多数意見は、合理的な代替案があることを前提に、主要目的テストが満たされるかどうかを検討した。すべての要素を比較検討した結果、主要目的テストは満たされると結論付けた。

結論

本判決は、飲料業界における濃縮物の販売、流通、マーケティングに関わる特定の事実関係に依存したものである。しかし、判決では、国際販売店契約における知的財産権のライセンス範囲の解釈に関する指針を提供しており、埋込みロイヤルティの主張に関して役立つ可能性がある。この問題を徹底的に分析するには、知的財産法の観点とより広範な商業的契約の理解を前提としてライセンスの範囲を検討すべきである。

多数意見が適切に述べているように、付与されたライセンスに関する正しい見解とは、(a)商標に付随するのれんの使用が認められることでポトラーにもたらされる利益、(b)のれんの使用に際してポトラーに課される製品及びマーケティングに関する制約、(c)試験・検査制度を遵守するためにポトラーに課される負担、及び(d)ポトラーがオーストラリアでのれんを維持し宣伝することで米国のペプシコにもたらされる利益を認識するものである。これらの要素を考慮した結果、濃縮物の価格に何らかの価値が含まれていると見なされない限り、ペプシコが知的財産権の使用権を無償で譲渡しているとする ATO の主張は退けられた。

DPT の観点から、本判決は、スキームに対する合理的な代替案がないことを示す責任を負うのは納税者であることを強調している。

4. 米州

米国

CFIUS、米国不動産に関する取引の審査権限を拡大する規則案を発表

2024年7月8日、米財務省投資安全保障局は、外国人による米国不動産に関する取引について、対米外国投資委員会（CFIUS）の審査権限を拡大する規則案（以下、「本規則案」）を発表した。CFIUSは、外国から米国への投資が安全保障に脅威をもたらすかどうかを審査する委員会である。外国人による米国企業の合併や取得、買収を審査対象とし、安全保障上の脅威があると認定した場合、最終的に米国大統領に対して取引阻止を勧告する権限を有する。米国事業と関係のない不動産が指定軍事施設に隣接している場合において、当該不動産の買収を審査する権限も有している。本規則案は、かかる審査権限の及ぶ範囲を特定の軍事基地から100マイルの範囲まで拡大するものである。パブリックコメントは、官報で公示されてから30日間受け付ける。

本規則案は、CFIUSの審査対象となる施設のリストに、30の州に所在する59の軍事施設を追加している。他にも不動産取引に対する審査権限の範囲を拡大し明確化するための変更が含まれているが、特に以下の点に留意する必要がある。

- 新たに指定する40の米軍施設の周囲半径1マイル以内の不動産取引を審査対象に追加
- 新たに指定する19の米軍施設の周囲半径100マイル以内の不動産取引を審査対象に追加
- 既存審査対象の8の米軍施設の周辺の不動産取引の範囲を1マイル以内から100マイル以内に拡大
- 既存審査対象の14の米軍施設の名称を更新し、対象施設を明確化
- 既存審査対象の7の米軍施設の位置情報を更新し、対象施設を明確化

不動産取引に関するCFIUSの審査権限拡大の背景には、不動産や農業資源への対内投資に独自の規制をかけようとする米国各州の動きがある。CFIUSの不動産に係る規律は、届出義務等を課すものではない（届出義務が課されるのは、テクノロジー、インフラ及び個人データに関わる一定の米国事業に限られている）が、CFIUSによる事前のクリアランスがない場合、投資家はCFIUSによる土地取得の事後的評価という規制リスクにさらされることになる。その結果、事前にクリアランスを取得するケースが増えることが予想され、CFIUSの関与は不動産取引においてより一般的なものと思われる。

5. 欧州

英国

労働党政権が税制改正についてのコメントを発表

概略

2024年3月6日、保守党前政権は、春季予算において、非永住の英国居住者（UK tax resident non-UK domiciled、以下、「RND」）に対する課税方法を将来的に大幅に変更することを発表した¹¹。

春季予算後、当時野党であった労働党は、当選の暁には保守党前政権が提案した改正をさらに進めると発表した¹²。

2024年7月4日に行われた総選挙で労働党が勝利したことを受け、労働党はこのたび、2024年10月30日に予定されている秋季予算で提案される、RNDに関連する改正及びその他の税制改正案について、さらなるコメントを発表した。

過去の制度概要

これまで、税務上の英国居住者でありながら英国永住者とみなされない者（例えば、英国外で生まれた、或いは外国人の両親のもとで生まれたなどの理由による）は、英国税制上の送金ベースで課税されることを選択することができた。つまり、そのようなRND個人は、英国に「送金」されない限り、英国内の源泉所得及びキャピタルゲインに対してのみ、英国所得税及びキャピタルゲイン税が課され、国外源泉所得及びキャピタルゲイン（foreign income and gains、以下、「FIG」）には課税されないことになっていた。

RND個人はまた、英国の課税年度20年のうち15年間英国に居住して「みなし永住者」となる場合、英国相続税（以下、「IHT」）対策として信託を利用することが可能であった。

保守党前政権の改正案

春季予算において、保守党前政権は上記ルールの改正を発表した。これには、送金基準によるFIGへの課税を、新しい4年間のFIG制度に置き換えることも含まれていた。

新しいFIG制度は、対象となる個人が税務上英国居住者となってから最初の4年間に発生したFIGに関しては税金が発生せず、また、追加的な税金が課されることなくこれらの資金を英国に送金できるというものであった。

この制度は、10年間の税務上の英国非居住を経た後、英国居住者となってから最初の4年の課税年度に適用される。

これまでは送金ベースで課税されていたが、4年間の新FIG制度の適用を受けられない個人については、全世界のFIGに対して英国の所得税及びキャピタルゲイン税が課されることになる。しかし、前政権は、4年間のFIG制度の適用を受けず、送金ベースの課税から移行する者に対し、2025/2026課税年度に発生する英国外所得の50%のみが英国税の課税対象となるような緩和措置を発表していた。

また、保守党政権はIHT制度を改革し、永住地（Domicile）ベースから居住地（Residence）ベースへ移行する計画を発表していた。概要としては、英国に10年間居住していた個人は、その全世界の資産がIHTの課税対象となるというものであり、その課税はその当該個人が英国居住者でなくなった後も10年間継続するというものであった。このような改革は、2025年4月5日以降の信託に対するIHT課税にも影響すると予想された。しかし、2025年4月6日より前に設定された「除外財産信託（Excluded Property Trust）」については、以下の特例が設けられると予想されていた。

¹¹ CTGU2024年4月号

¹² CTGU2024年5月号

通常の IHT 制度では、財産が信託に譲渡される際の「エントリー・チャージ」（最高 20%）、信託が設定されてから 10 年での「アニバーサリー・チャージ」（最高 6%）、財産が信託から譲渡される際の「エグジット・チャージ」（最高 6%）など、多くの税金が課されていた。

しかし、英国外の資産が、譲渡時に英国永住者ではない（又は永住者とみなされない）者によって信託に譲渡された場合、そのような資産は上記の IHT 課税の範囲外となる。

これらの信託は現在、除外財産信託と呼ばれ、英国非居住者が 15 年間英国に居住した後にみなし居住者となる前に、資産を課税対象から除外するために用いられていた。

保守党前政権が発表した改正案では、上記に変更はなく、2025 年 4 月 6 日より前に信託に譲渡された資産は、引き続き IHT 課税の対象外となる見込みであった。このため、2025 年 4 月 6 日より前に除外財産信託を設定するプランニングが可能であった。

労働党が発表した改正案

春季予算後、野党時代の労働党は上記の改革に関して様々な批判を行った。労働党は現在、上記ルールを改正する計画の更なる詳細を発表しており、最終的には 2024 年 10 月 30 日の秋季予算の一部として正式に発表される見込みである。以下に、その内容を概説する。

大まかに言えば、労働党は、以下の例外を除き、保守党前政権が当初提案した 4 年制の FIG 制度を採用することを提案している：

- 2025/2026 課税年度において、送金ベース課税の恩典を失った者の国外所得に対する所得税を 50%免除するという緩和措置の導入は見送られる予定である。
- 2025 年 4 月 6 日以前に送金ベースで課税されることを選択した国外資産については、当該国外資産の税務上の簿価を、非課税で時価までステップアップ（リベース）が可能だが、そのような資産がリベースされる基準となるタイミングは検討中である。保守党前政権は 2019 年 4 月 6 日をリベースの基準日としていたが、これは採用されない可能性が高い。
- 一時的本国送金制度（Temporary Repatriation Facility、以下、「TRF」）は、送金ベースで課税される国外源泉所得及びキャピタルゲインが英国に未送金である場合に利用可能である。労働党政権は、TRF が利用できる期間（当初は 2025 年 4 月 6 日から 2027 年 4 月 5 日までとされていた）や、その期間中の送金に適用される税率（当初は 12%とされていた）については明らかにしていないものの、TRF を「可能な限り魅力的な」ものにしたいと述べている。春季予算後、総選挙に先立ち、労働党は 2 年間の TRF 期間延長を検討するとの見方が示されていたが、今回のコメントはこれと整合的である。さらに、労働党政権が TRF の適用範囲を拡大し、現在英国以外のストラクチャーの下にある所得及びキャピタルゲインを捕捉する方法を模索していることが確認された。

また、今回の発表では、2025 年 4 月 6 日より前に発生し、2025 年 4 月 5 日より後に送金される FIG については、TRF が利用できる期間内であれば、送金に関連するルールが引き続き適用されることが確認された。さらに、労働党は、「規則を近代化し、目的に適合したものとす」るために、現行のオフショア租税回避防止法の見直しを行う予定であるが、上記の改正案の影響を考えれば当然のことである。しかし、このようなオフショア租税回避防止法

の改正は、少なくとも 2026 年 4 月 6 日までは発効しないことが確認された。

したがって、2025 年 4 月 6 日より、RND が委託者かつ受益者である英国外信託ストラクチャーで発生する所得及びキャピタルゲインが、原則として、委託者に帰属し課税される。

新しい FIG 制度の導入に加え、労働党は、現行の IHT 制度を改革する意向についても更なるコメントを発表した。IHT については、2025 年 4 月 6 日に、永住地 (Domicile) ベースから居住地 (Residence) ベースへの移行が実施される。英国の税務上の居住者であった期間が 10 年を超えると、全世界の資産が IHT の課税対象となるので、10 年から 15 年間英国の居住者であった RND は、2025 年 4 月 6 日以降、全政界の資産に対して IHT が課税される。その上、英国を出国した後もさらに 10 年間は全世界の資産が課税対象となるという保守党前政権案が採用されるようである。もっとも、この制度には、春季予算後に提供される関係者の意見が反映される予定である。

今回の発表で最もインパクトがあったのは、除外財産信託に所有される国外資産に対する非課税を撤廃する意向を表明したことである。労働党政権は、秋季予算において改正の詳細を発表するとしている。現在のこの制度の下では、その価値が英国内居住用不動産に由来するものを除き、Non-UK domicile である英国の委託者が設定した信託に所有されている英国外の資産について、IHT が完全に非課税となっている。より広範な IHT 改正に関する詳細と同様に、除外財産信託制度の改正の詳細は今回のコメントには含まれておらず、今年末の予算で公表される予定である。もっとも、公表された資料には、既存の信託は現行法を反映して組成されるので、労働党政権は「既存信託のアレンジとの適切な調整」を可能にする方法での改革の実施を検討するとされている。「適切な調整」がどのようなものかは現時点では不明であるが、既存の除外財産信託には何らかの経過措置が導入されると思われる。

最後に、労働党政権は、英国におけるキャリード・インタレスト税制の改正に関連して、資料の収集を開始した。どのような改正が導入されるかを示唆するような内容はほとんど発表されなかったものの、労働党政権は、ファンド・マネジャーは通常、キャリード・インタレストに関して、ファンドのダウンサイドリスクを負っていないとの見解を繰り返した。これに関する更なる発表は、次回の予算に盛り込まれることが確認された。

最後に

改革案の詳細が明らかになるのは 2024 年 10 月 30 日であるが、その方向性は上記の通り確認されており、改革案の施行日が 2025 年 4 月 6 日となることが確定している。現在 RND である者や過去 RND であった者、そのファミリーオフィス、英国外の信託の受託者、また英国への移転を計画している者は、改革により重大な影響を受けうる。したがって、自身が受ける影響の分析をできる限り早く行い、そのような変更に対応するための行動計画を、2025 年 4 月 6 日よりかなり前に策定することが不可欠である。

[最初のページに戻る](#)

ポーランド

公益通報者に関する新法

公益通報者保護法は、2024 年 6 月 14 日に制定され、同年 6 月 24 日に正式に発表された。この法律は、ポーランドにおいて EU 公益通報者保護指令 (2019/1937) を法制化するものである。

概要

新規の義務

7月1日又は1月1日時点で50人以上を雇用している（若しくは人数に関係なく、特別なカテゴリーに属している）雇用主は、新法の要件に従い、(i)内部通報指針の導入、(ii)労働組合又は従業員代表との指針案についての協議、(iii)通報ルート of 作成及び調整、(iv)内部通報者名簿の管理を含む、内部通報制度を構築又は調整しなければならない。

期限

雇用主は、2024年9月25日までに上記の義務に従わなければならない。

報告書の種類

公益通報制度において通報可能な違反行為は、違法な作為、不作為又は下記の領域の法を回避するための行動を含む。(i)汚職、(ii)公共調達、(iii)金融サービス、金融商品及び金融市場、(iv)マネーロンダリング及びテロ資金供与の防止、(v)製品の安全性とコンプライアンス、(vi)輸送の安全性、(vii)環境保護、(viii)放射線防護及び原子力の安全、(ix)食品及び飼料の安全性、(x)動物の健康及び福祉、(xi)公衆衛生、(xii)消費者保護、(xiii)プライバシー及び個人情報の保護、(xiv)ネットワーク及び情報システムのセキュリティ、(xv)国庫、地方自治体、又はEUの財政上の利益、(xvi)EUの域内市場、及び(xvii)人民の憲法上の自由

なお、労働法の違反については、公益通報制度の枠組みを用いて報告することはできない（改正案より、法案成立直前で削除された）。

加えて、雇用主は、自主的に報告可能な違反行為の範囲を、社内規程、すなわち法律に基づき制定され、法律に合致している倫理基準等を含むように拡大することができる。

公益通報者となる要件

業務に関連して認識した情報を通報又は公に開示した者は、当該通報が真実でありかつ上記の違反を構成すると信じた合理的な理由がある場合に限り、保護された通報者とみなされる。具体的には、雇用主又はその契約者から雇用された者、元従業員若しくは求職者が該当する。

公益通報者の保護

公益通報者に対する、いかなる報復行為、その試み、若しくは公益通報者、その支援者及び関連する者に対して報復行為をする旨の脅迫は禁止されている。雇用主が、客観的な理由に基づくものであると証明しない限り、通報に起因し、公益通報者の権利を侵害し、公益通報者に過度の損害を与える業務に関連する作為及び不作為は報復とみなされる。これには、(i)雇用拒否、(ii)解雇、(iii)減給、(iv)降格、(v)昇進拒否、(vi)否定的な業績評価及びその他の多くの行為が含まれる。報復行為が行われた場合、公益通報者は、補償を受けることができる。

罰則

上記の規定に違反した場合の罰則には、罰金、移動の制限、雇用主のために行動する者に対する、3年以下の懲役が含まれる。具体的には、罰則は(i)内部通報指針の不設定又は不適切な設定、(ii)通報の妨害、(iii)公益通報者に対する報復行為、及び(iv)公益通報者の身元を秘匿する義務に違反した場合が含まれる。公益通報者は、不正な意図のもと通報を行った場合、罰則が課せられる場合がある。

雇用主が検討すべき主要な問題点

要件	検討事項
<p>通報は以下を通じて行うことができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用主の組織に属する内部組織又は個人 外部組織（外注） 	<p>何を現場の通報ルートとして、誰がその通報に対して対処するか（雇用主か、外部組織か）。</p>
<p>通報ルートとして、少なくとも以下を含む必要がある：</p> <ul style="list-style-type: none"> 口頭又は書面による通報 対面でのミーティングの可能性 	<p>何を現場の通報ルートとして、どのように公益通報者に対して対面でのミーティングの可能性を提供するか。</p>
<p>調査は、以下の者により行うことができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用主の内部組織 雇用主の組織に属する個人 	<p>誰が現場レベルでの調査の実行の責任を負うか。</p>
<p>公益通報者の身元及び権限のない者に対して通報の内容を開示することの禁止。</p>	<p>誰が個人情報にアクセスし、それが十分に法的観点から正当化されるか。</p>
<p>雇用主は、通報に関する記録を維持し、適時に関連データを削除しなければならない。</p>	<p>誰が記録維持及び適示の関連データの削除に責任を負うか。</p>

[最初のページに戻る](#)

6. ESG / Sustainability

米国

グリーンウォッシュ訴訟の新たな台頭への対応

背景

グリーンウォッシュ訴訟の原告らは、これまで「エコフレンドリー」や「リサイクル可」などの標語を用いて自社製品やサービスの環境配慮を宣伝する企業を標的にしてきた。しかし、最近はより監視の目が厳しくなる傾向にあり、広範なサステナビリティ表明や長期のサステナビリティ目標に対する訴訟が増加している。

サステナビリティ表明の一般的な例としては、(1)カーボンニュートラル表明や事業の長期的な気候変動へのコミットメントに関する表明（例えば、ネットゼロ表明）を含む野心的な気候変動への誓約、(2)全体的な事業慣行から目をそらすための選択的なサステナビリティへの取組の利用などが挙げられる。

このような表明は、信頼性のある計画の策定を欠いたまま主張されたり、曖昧な表現をしていたり、あるいは単に事業慣行の僅かな改善が気候変動に大

きな影響を及ぼすとほのめかしたりする場合などに、グリーンウォッシュの疑惑が顕在化する可能性がある。

最近の動向と法的課題

グリーンウォッシュ訴訟の傾向の変化は、航空会社に対する訴訟において顕著である。

2023年5月、カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に提訴された Berrin 対デルタ航空 (Berrin v. Delta Air Lines, No. 2:23-cv-04150, (C.D. Cal. May 5, 2023)) で、原告らは、デルタ航空による「カーボンニュートラル」航空会社というマーケティングを問題視し、特に同社の温室効果ガス排出量をオフセットするためのカーボンクレジット購入などの商慣習やそれに頼った表明について攻撃した。裁判所は、原告はデルタ航空の誠実な顧客であり、今後も同社のサービスを利用したいと主張しているが、それを裏付ける具体的な主張がなかったと指摘し、原告が救済を求める地位の立証を行わなかったとして請求を棄却した。この判決は、原告の訴状の訂正次第で今後請求が復活する可能性があることや、裁判所がカーボンニュートラルに関するグリーンウォッシュへの関心を示した点で、注目に値する。

デルタ航空の訴訟以降、カーボンニュートラル、排出量オフセットのためのカーボンクレジットの購入、及び消費者の目を業界全体の慣行からそらせようとする選択的なサステナビリティへの取組に関して、異なる州法のもとで詐欺的広告であると主張する同様の訴訟が増加している。

また、別の判決は、文脈によっては誤解を招く用語であるため、企業がカーボンニュートラルを主張する難しさを示唆している。被告が、その製造工程で温室効果ガスを大量に排出しているという事実をほぼ無視しながら、自社製品を「カーボンニュートラル」と宣伝しているとして提訴された Dorris 対ダノン (Dorris v. Danone Waters of Am., No. 22 CIV. 8717 (NSR), 2024 WL 112843 (S.D.N.Y. Jan. 10, 2024)) において、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、カーボンオフセットを利用する被告の商慣行につき、その業界での一般的な定義ではカーボンニュートラルに該当するという被告の主張を認めず、カーボンニュートラルという用語を使用することは合理的な消費者の誤解を招くと判断した。

グリーンウォッシュ規制の状況

企業は、サステナビリティを主張するにあたり、グリーンウォッシュを取り巻く規制の状況を考慮する必要がある。また、連邦と州における最近の動向により、サステナビリティの主張を精査するための機会とその複雑さは、さらに増していくと予想される。

米国証券取引委員会（以下、「SEC」）は長年に渡り、グリーンウォッシュ対策に取り組んできた。2021年後半には、気候変動リスク開示における重大な差異や虚偽記載の特定など、環境・社会・ガバナンス関連の不正行為を対象とすることを主な目的とした気候・ESG タスクフォースを立ち上げ、大手消費財企業に対し数多くの法執行を行ってきた。

昨年、SEC は、長年に渡る Investment Company Act の名称規則を改正し、名称に ESG 要素を含む登録投資ファンドに、その資産の 80% を ESG 要素に対応する銘柄に投資することを義務付けた。

直近では、3月6日に、SEC は「The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors」（投資家向け気候関連情報開示の強化・標準化）を採択し、特定の上場企業に対し、事業戦略、経営成績、財

務状況に重大な影響を与えた又は与える可能性のある気候関連リスクの開示を開始することを義務付けた。

さらに、連邦取引委員会は、10年ぶりのグリーンガイドの改訂に着手するなど、グリーンウォッシュに対抗する取組を強化している。本年末までに公表される予定の改訂版は、2012年に発表されたグリーンガイドに比べ、環境マーケティングに関する主張がより明確で包括的なものとなり、より高い透明性と説明責任が確保されることが予想される。

最善の防御策

根拠のない又は誇張された環境主張を行う企業は、今後も訴訟や風評被害の大きなリスクに直面することが予想される。そのため、グリーンウォッシュの主張が勢いを増し続ける中、企業は注意を払い、環境マーケティングに関する慣行の透明性を確保する必要がある。

グリーンウォッシュのリスクに対する防御策は、提供する製品やサービスのサステナビリティ分析や気候変動に関する取組を包括的に理解するとともに、ガバナンス、情報開示及びデューデリジェンスについて優れた実践原則を行うことにある。

まずは、企業は、それらの取組を実証するための証拠の収集なしに、自社製品について一般化された表明を行ったり、野心的な気候変動に関する誓約を行ったり、サステナビリティへの取組を強調したりすることを避けるべきである。

加えて、企業はグリーンウォッシュ疑惑から自らを防御するために、独立した第三者による検証の取得、排出量の正確なモニタリング、サステナビリティ手法の公表、サプライチェーンの監査など、いくつかの積極的な手段を講じることもできる。

その他の対処法としては、表明前にグリーンウォッシュのリスクについて法的分析を行うこと、事実確認を必ず行い企業が以前に述べた目標の撤回や既存の表明の修正が必要な分野を特定すること、関連する規制、報告基準の更新、最近の判例など、ESG表明に関連するリスクについて広報・マーケティング部門を積極的にトレーニングすることなどが考えられる。

[最初のページに戻る](#)